

山中湖村 食育推進計画

平成28年3月

山中湖村

*** 目 次 ***

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
第2章 食をめぐる山中湖村の現状	4
1 統計データ等からみる現状	4
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本方針	7
2 計画の基本目標	8
3 施策の体系	9
第4章 具体的な取り組み	10
基本目標1 食を通じて、健康な体をつくろう	10
（1）望ましい食生活の推進	10
（2）生活習慣病予防の推進	12
基本目標2 食を通じて、豊かな心を育てよう	13
（1）食を通じたコミュニケーションの確保	13
（2）体験活動の充実	14
基本目標3 食を通じて、郷土の良さを知り、食文化を守り育てよう	15
（1）地産地消の推進・食文化の継承	15
（2）食の安心・安全の確保	16
基本目標4 地域全体で食育を広げよう	17
（1）食育の普及・啓発	17
（2）食育に関わる人材の育成・ネットワークの構築	18
ライフステージに合わせた食育の取り組み	19
（1）子ども【0～18歳頃まで】の食育	19
（2）働きざかり【19～64歳頃まで】の食育	20
（3）高齢者【65歳以上】の食育	21
第5章 計画の推進にあたって	22
1 計画の推進体制	22
2 計画の進行管理	22

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

食は生命の源であり、私たちが生きるため、成長するため、暮らしていくためにはなくてはならないものです。私たちは、培ってきた知識や経験に基づく食生活を実践することで自分たちの食文化を築き、季節を問わず様々な食べ物がそろい、いつでも購入して食べることができる豊かな食生活が送れるようになりました。

しかし、近年、私たちの食生活を取り巻く環境は大きく変化してきており、食の簡素化や食習慣の乱れなどによる栄養バランスの崩れ、それを要因とする肥満や生活習慣病の増加、さらには食の安全への不安、食の海外への依存、伝統的食文化が失われる危機など、食に関する様々な問題が生じています。また、食に関する情報が社会に氾濫する中、私たち一人ひとりが食について改めて意識を高め、食のあり方を学んでいくことも必要となっています。

こういった状況のもと、国は、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、食育基本法を制定しました。この食育基本法では、“食育”は生きる上での基本であって、教育の三本の柱である、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけており、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことのできる社会の実現を目指すことを基本理念においています。

これまでの本村における“食育”に関する取り組みは、保健、福祉、教育、産業等の各分野において、それぞれ個別に進めてきましたが、食をめぐる環境の変化の中で、村民一人ひとりの食に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料の生産と消費の推進、さらには食料自給率の向上に寄与することが期待されており、行政、家庭、保育所、学校、地域等が相互に協力し、一体となって取り組んでいくことが求められています。

こうしたことから、本村における“食育”の基本方針を明らかにして、その方向性を示し、生涯にわたっていきいきと健康に暮らしていくために、関係機関が連携し、食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画に推進するため、「山中湖村食育推進計画」を策定します。

“**食育**”とは…

食育基本法の中では、“**食育**”を次のように位置づけています。

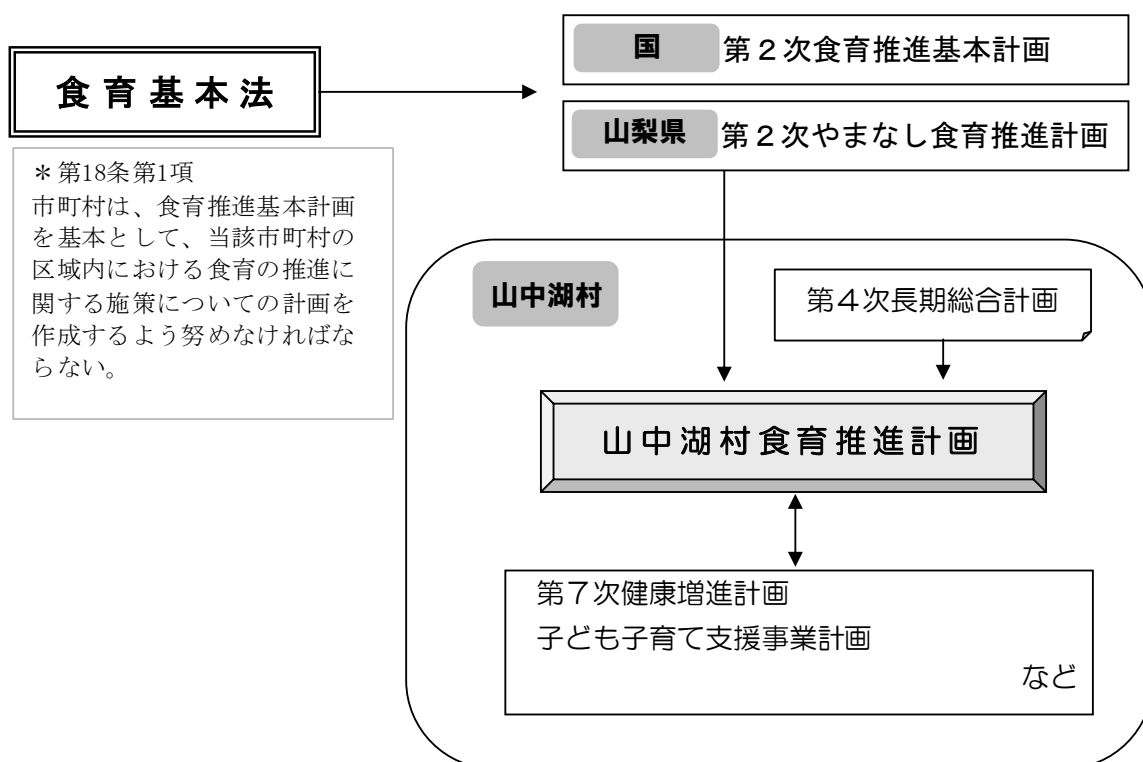
- ・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

2 計画の位置づけ

山中湖村食育推進計画は、平成17年7月に施行された「食育基本法」第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるものです。

また、計画の実施にあたっては、国の「食育推進基本計画」や山梨県の計画である「やまなし食育推進計画」との整合を図るとともに、村の上位計画である「山中湖村第4次長期総合計画」や関連計画である「山中湖村 第7次健康増進計画」、「子ども子育て支援事業計画」等と連携して推進します。

<計画の位置づけ>



3 計画期間

本計画は、平成28年度から平成29年度までの2年間の計画とし、その後は山中湖村健康増進計画とあわせて計画します。

第2章 食をめぐる山中湖村の現状

1 統計データ等からみる現状

(1) 地勢

山中湖村は南都留郡に属しており、山梨県の東南端として、東は神奈川県に、南は静岡県に接しています。村の総面積は52.81km²あり、周囲13.5kmの山中湖を中心に、山中・平野・長池・旭日丘の4地区で構成されています。

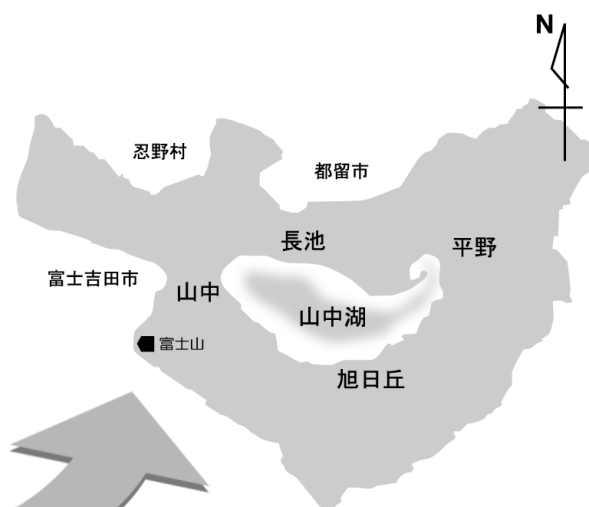
村の大半は、標高1,000m前後のなだらかな起伏の高原地帯で、西には富士山が間近にそびえ、豊かな自然に恵まれています。真夏でも最高気温が30度を超えることはまれで、夏の平均気温は20度前後と過ごしやすく、早くから避暑地として開けました。

そのため、産業の中心は観光業で、別荘約3,800軒、学校や会社・官公庁の寮は1,000軒以上、ホテルや旅館・民宿・ペンションは大小あわせて250軒以上もあります。観光客は春から秋にかけて、特に夏休みに集中し、年間400万人にも及びます。

<山中湖村の位置>



<山中湖村の地区構成>

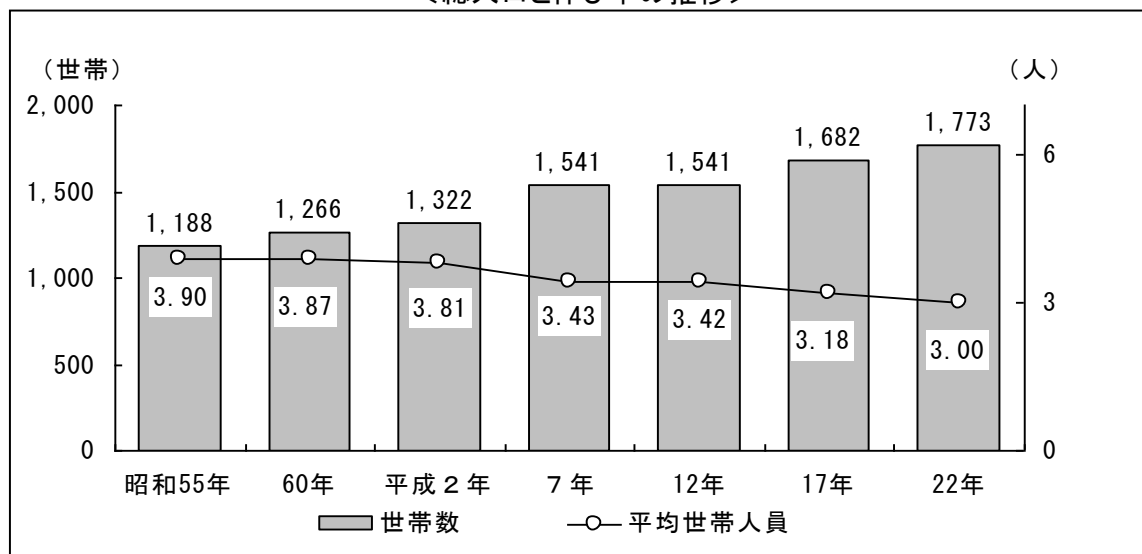


(2) 人口の推移

平成 22 年の国勢調査では、本村の総人口は 5,324 人となっています。過去 30 年間の推移をみると、平成 17 年までおおむね増加傾向でしたが、今回の国勢調査で大幅な減少となっています。

また、人口の伸び率については、平成 7 年から平成 12 年の 5 年間の伸び率のマイナス 0.4 ポイントを除き、山梨県や全国の伸び率よりも、高い率で推移しています。

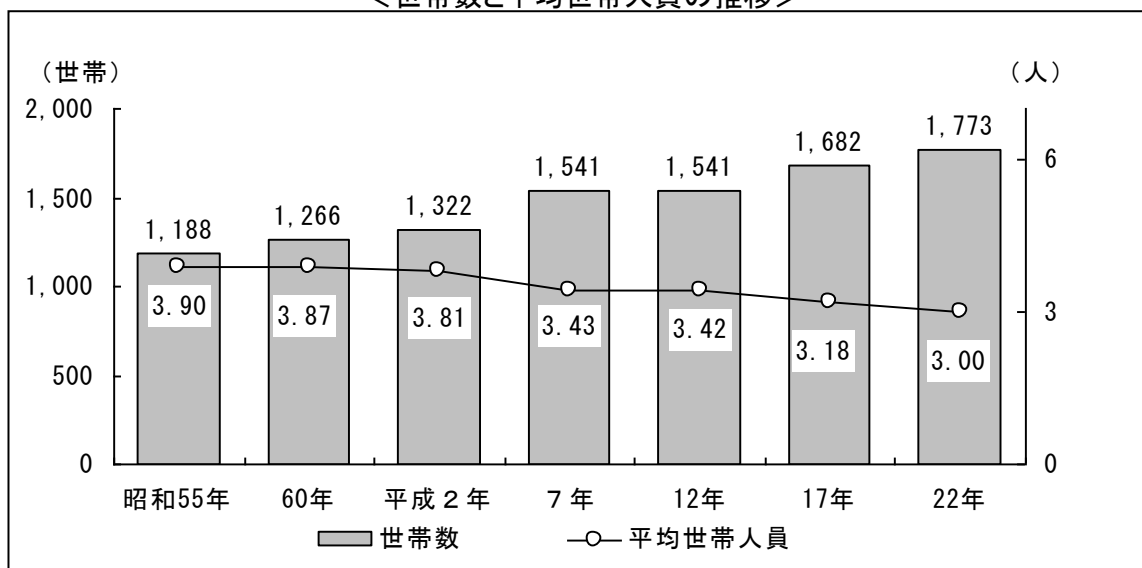
＜総人口と伸び率の推移＞



(3) 世帯の推移

国勢調査にみる世帯数は増加し続けており、平成 22 年では 1,773 世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少し続けており、平成 22 年には 3.00 人と、平成 2 年より 0.81 人の減少となっています。

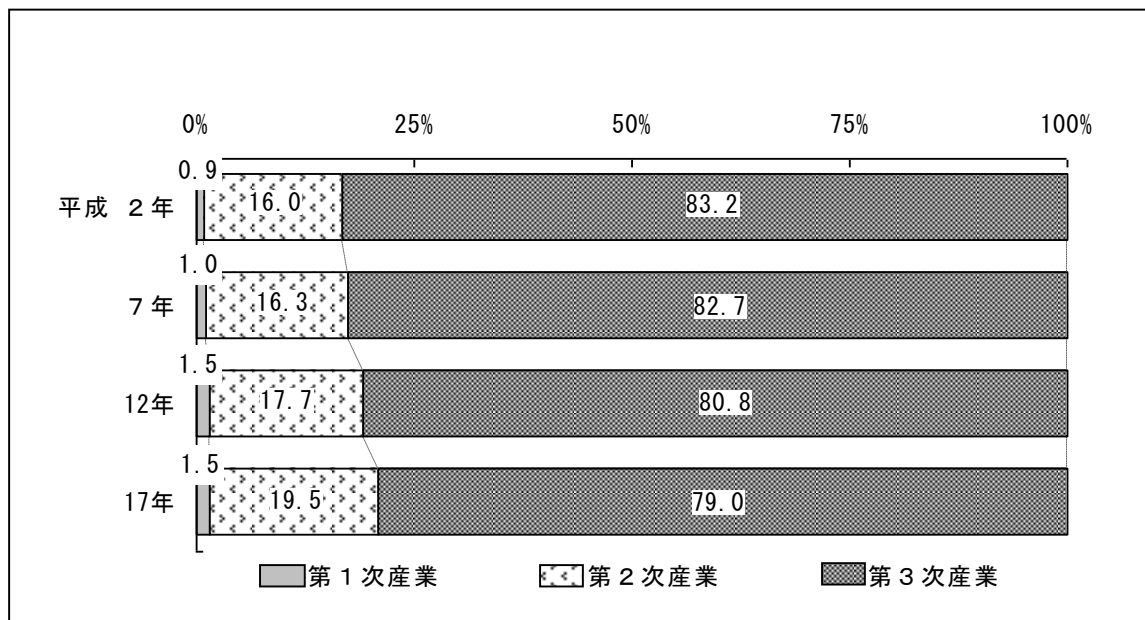
＜世帯数と平均世帯人員の推移＞



(4) 産業別就業人口の推移

産業別人口の構成比をみると、第1次産業は1%前後で、ほぼ横ばいで推移しています。サービス業等を含む第3次産業が8割程度を占めて最も多くなっていますが、その割合は徐々に減少し、第2次産業の占める割合が増加しています。

＜産業別就業人口比率の推移＞



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

前計画を引き継ぎ、以下の6項目を基本方針に掲げ、これらの視点を持って本計画を推進していきます。

- ① 生涯に渡って、元気いっぱい暮らしていくこと。
- ② 村民が、主役となって食育推進していくこと。
- ③ 山中湖村の良さを引き出し、活かした計画であること。
- ④ 食に対する感謝の心を育てること。
- ⑤ 環境と健康に配慮した食育の推進をすること。
- ⑥ 次世代の子どもたちに向けた食育を推進すること。

2 計画の基本目標

本計画では、前計画を引き継ぎ、食育基本法の6つの基本理念*を踏まえた上で、以下の4項目を基本目標に定めます。

【基本目標1】食を通して、健康な体をつくろう

食育の基本は、毎日の食生活にあります。特に、子どもの頃に身につけた食習慣は、その人の一生の食生活の基礎となります。食生活の乱れが、生活リズムに影響を及ぼし、肥満や生活習慣病の発生を助長することも考えられます。

村民一人ひとりが食の大切さを自覚し、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とする望ましい生活リズムの実践を支援する健康増進の取り組みの充実を図ります。

【基本目標2】食を通して、豊かな心を育てよう

家族や友人と会話をしながら、楽しく食事をする機会を持つことは、食に関するマナーの習得や料理を作ることの楽しさを実感し、豊かな心を育みます。

そのため、家庭等での食卓を囲む機会や地域における食を通じた交流など、食を通じたコミュニケーションの機会の充実を図ります。

【基本目標3】食を通して、郷土の良さを知り、食文化を守り育てよう

生産者の顔がみえる地元でとれた旬の食材は、安全かつ安心で、食材の本来の美味しさを楽しめます。こうした地域食材の魅力を伝えていくためにも、地域や生産者などと連携して、地域食材の食育への活用を促進し、食文化を守り育てる取り組みを実施します。

【基本目標4】地域全体で食育を広げよう

より多くの村民が食育に関心を持ち、食に関する活動に参加できるよう、食育の意義や必要性を周知し、村民一人ひとりが主体的な取り組みが実践できるよう、食育の普及・啓発に努めます。

また、食育を指導できる人材の確保や食育相談員の育成に努め、それらの活動を促進するネットワークづくりを図ります。

* 食育基本法の基本理念：

【第2条】国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

【第3条】食に関する感謝の念と理解

【第4条】食育推進運動の展開

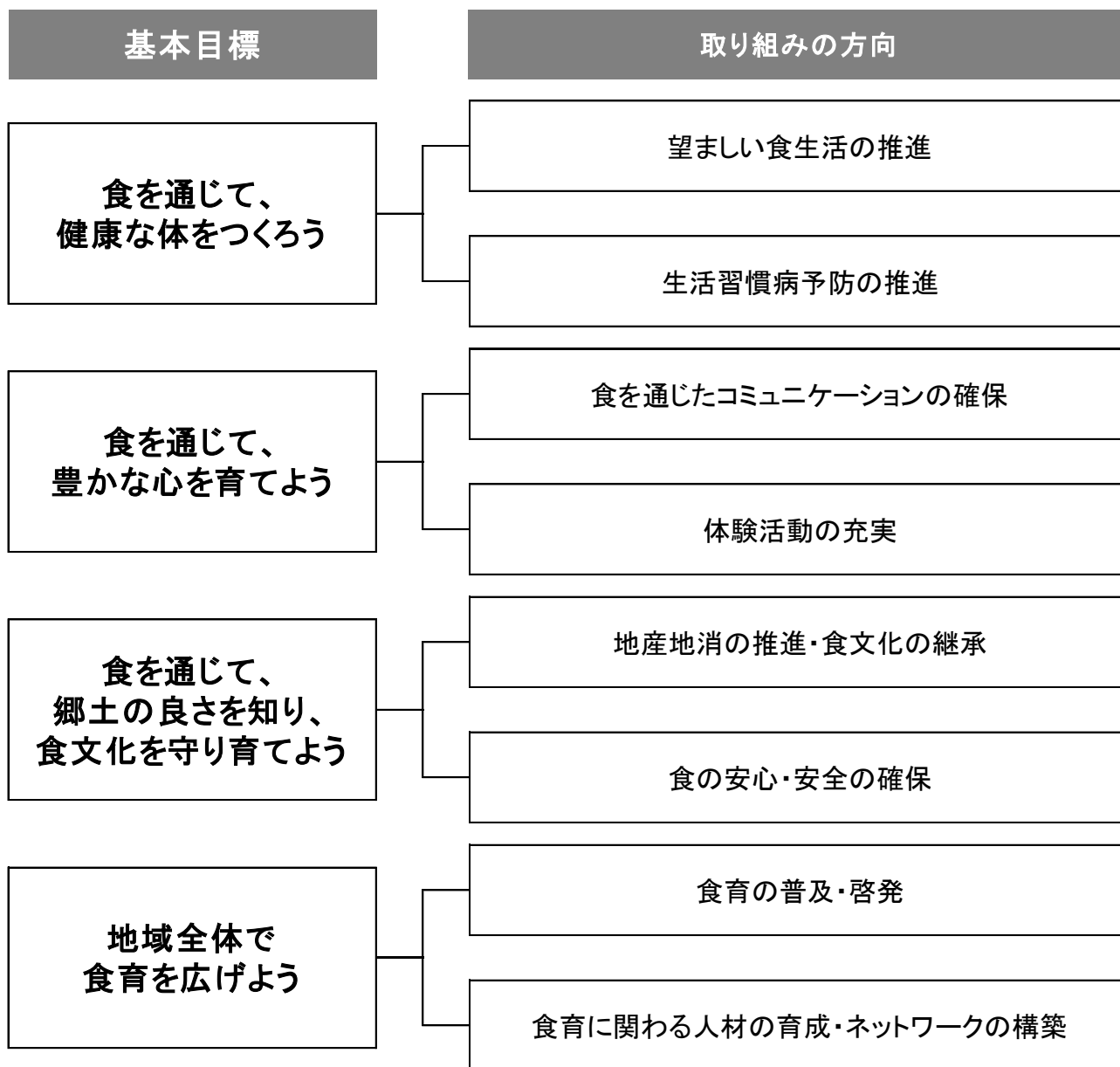
【第5条】子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

【第6条】食に関する体験活動と食育推進活動の実践

【第7条】伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

【第8条】食品の安全性の確保等における食育の役割

3 施策の体系



第4章 具体的な取り組み

それぞれの基本目標を達成するために必要な取り組みを、“行政”、“保育所・学校”、“家庭・地域”ごとに設定し、食育を推進します。

基本目標1 食を通じて、健康な体をつくろう

食べることは生きるための基本であり、子どもの頃から、栄養バランスのとれた規則正しい食習慣を身につけることは、健やかな心と身体の発達に欠かせないものです。

しかし、近年における食生活をめぐる環境の変化等に伴い、不規則な食事や栄養の偏り、生活習慣病の増加などが問題となっています。健康で安心して暮らすために、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とする望ましい生活リズムを確立し、実践していくことが必要です。そのため、食に対する情報を周知し、意識の向上・生活習慣病の予防活動の普及を図るための取り組みを推進します。

(1) 望ましい食生活の推進

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 妊婦及び子どもを持つ親を対象とした各種事業を通じて、継続的な食育指導を実施します。
- 育児教室集団指導、4か月児個別指導時に、離乳食の意味、味覚形成、子どもの体の発達を理解した離乳食がすすめられるよう内容を検討し、支援します。
- 4か月児個別指導時に、特に蛋白質摂取、ベビーフードの利用方法を理解し、実行できるよう支援強化（媒体、支援内容検討）します。
- 1歳6か月児、3歳児健診時に、フードモデルなどの視覚に訴える媒体を用い、子どもの食生活の重要性を親が理解しやすくします。
- おやつ、ジュース、牛乳の摂取について親が、理解しやすいよう媒体等を利用した支援を実施します。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」の周知に努め、生活リズムと食生活の関係について理解を得るよう健診時の媒体を検討利用し、支援強化します。
- 朝食摂取のための啓発活動（朝食メニューの提示等実行に結びつきやすい物を、保育所と連携をとり実施）をします。
- 油分・野菜・牛乳・塩分の適量を理解し、実行できるよう支援します。
- 自分に合った食習慣を維持するための情報やバランスの良い食事など、食生活の正しい情報を普及啓発します。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。
- 食に関する活動や授業を通じて、食や健康に関する知識を学ぶ機会を充実します。
- 朝ごはんを食べる意義や望ましい生活習慣などを、様々な機会を通じて、保護者に伝え、啓発します。

*** 家庭・地域ができること ***

- 朝食を毎日しっかり食べましょう。
- 自分や家族の食生活を振り返ってみましょう。
- 食生活の大切さを、地域の集まりの中で広めましょう。

(2) 生活習慣病予防の推進

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 自分自身でよりよい食習慣を確立できるよう、「食生活指針」や「食事バランスガイド」の普及・啓発を行います。
- 需要に応じた生活習慣改善指導を実施します。
- 適正体重及び適正体重を維持するための食生活及び適切な運動を認識できるよう、健診結果説明会で支援します。
- 若い女性の適正体重維持、貧血等に力を入れ支援します。
- 低栄養状態が疑われる高齢者の実態把握を支援します。
- 生活習慣病予防のため、各種教室や講座を開催します。
- 糖尿病等の生活習慣病の発症や重度化を予防するため、特定健康診査や各種検診等を積極的に受診するよう啓発するとともに、保健指導の充実を図ります。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 給食だより等を通じて、食と健康の関わりを伝え、生活習慣病予防を啓発します。
- 行事食を取り入れ、伝統的に続いてきた食事にも親しむ機会を設けます。

*** 家庭・地域ができること ***

- 食事バランスガイドを活用するなど、好き嫌いなく栄養バランスのとれた食事をとるとともに、自分にあった運動習慣を身につけましょう。
- 健康意識を高める情報の提供や、健康イベントの開催により、健康意識の高い地域をつくりましょう。

基本目標2 食を通して、豊かな心を育てよう

近年、ライフスタイルの多様化等により、家庭でそろって食卓を囲むといったことが少なくなりつつあります。同時に、飽食の時代と言われるように、食料が豊富にあることを、当たり前のように思っている傾向にあり、食べ残しをするなど、食を大切にする精神が薄れがちになっています。しかし、現実的には日本の食料自給率は約40%で、多くを輸入に頼っています。自然の恵みや育てた人や料理を作った人など、すべての食に対して、感謝する心を育成する必要があります。

そこで、家族や友達と楽しく食事をとることを働きかけるとともに、自分で料理をすることや、食事のマナーを身につけたための体験・学習・経験により、食べる事の楽しさを実感し、食に対する感謝の心を持つことができるよう、食を通して、子どもの頃から豊かな人間性や社会性を育むための取り組みを進めていきます。

(1) 食を通じたコミュニケーションの確保

*** 行政の具体的な取り組み ***

- ワーク・ライフ・バランス等の情報提供を通じて、家族そろって楽しい食事をしたり、一緒に食事を作ったりすることの大切さについて、啓発します。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつの意味を教えるとともに実践します。
- 給食・お弁当の時間を通じて、友だちと一緒に楽しく、好き嫌いなく食べるようにします。
- 授業参観後の懇談会や給食だより等を通じて、保護者に対して家庭での食に関わるコミュニケーションの
- 重要性を啓発します。

*** 家庭・地域ができること ***

- 親子で一緒に食事を作ったり、家族そろって食事をとったりするように心がけ、食を通じて家族のコミュニケーションの充実を図りましょう。

(2) 体験活動の充実

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 食生活改善推進員の協力を得て、保育所における体験事業の継続実施により、食べ物と体の関係を教育し、実施後、園の協力を得、継続的に食べ物と体の関係の理解に努めます。
- 栽培等を通じ、食べ物とのふれあい、育ちを感じ感謝の気持ちを育てるため、家庭菜園等農場体験の普及啓発を実施します。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 保育所菜園での農作物の栽培、収穫及び試食等の体験活動を通じて、食に対する興味や関心を高め、感謝の気持ちを持つよう啓発します。
- 小学校において、学年ごとに所有している畑での農業活動を通じて、植物の成り立ちや食物の大切さを学びます。

*** 家庭・地域ができること ***

- 農業体験に積極的に参加しましょう。
- 普段からの食事作りにみんなが参加しましょう。

基本目標3 食を通じて、郷土の良さを知り、食文化を守り育てよう

地元で採れた食材は、新鮮で、安心かつ安全です。しかも、輸送にかかるエネルギーも少ないことから、環境にも優しい食材ともいえます。地域の生産者や関係団体との連携・協力のもと、地域の食材をより活用するよう働きかけて、家庭の味や食文化を継承するとともに、学校給食に地場産品を取り入れるなど、様々な形で地産地消を進める取り組みを行っていきます。

また、村民の食への不安の解消のため、食品の安全に関する情報提供を継続的に行うなど、食の安全・安心の確保に努め、村民が健康で安心して暮らすために必要な取り組みを総合的に進めていきます。

(1) 地産地消の推進・食文化の継承

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 湖でとれる水産物を含む地域食材等についての情報を、広報誌やホームページなどに掲載し、積極的な情報提供を行います。
- 保育所、小中学校での給食に地域でとれた農産物を積極的に取り入れられるよう、生産者との連携調整を図ります。
- 南都留中部商工会や関係団体と連携し、地域食材の開発を支援するとともに、産地表示などの情報提供を進めます。
- 行事食の調理実習や伝統行事の意味などを学ぶ機会を設けます。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 村内でとれた農産物を給食に取り入れ、野菜のおいしさ、地産地消の大切さや感謝の気持ちを持つことを児童生徒に伝えていきます。
- 生産者との交流や農業体験を通して感謝の気持ちを育むため、農業体験型の学習を実施します。
- 行事食の由来を学ぶ機会を設けます。
- 保護者に対して、給食だよりなどを利用して行事食、伝統行事などに関する情報を提供します。

*** 家庭・地域ができること ***

- 地域の農業に関心を持ちましょう。
- 米を中心とした和食の良さを見直しましょう。
- 地域の食材や旬の食材について知る機会をつくりましょう。
- 郷土料理や地場産品を使った健康メニューに取り組みましょう。

(2) 食の安心・安全の確保

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 栄養成分表示の定着・促進に努めます。
- 様々なイベントや機会を通じて、食品衛生に関する情報や食の安全に関する情報提供を行います。
- 県や農林水産業関係団体等と連携し、生産者、販売者等の職の安心・安全への意識向上に努めます。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 給食においては、学校給食衛生管理の基準のもと、徹底した衛生管理に努めます。また、食物アレルギーの有無を確認し、原材料配合表やアレルギー食品に関する資料を提示するなど、食物アレルギーを持つ子どもに対する対応を図ります。
- 給食センターの見学を通じて、食の安全や食育に対する関心を高める機会の充実を図ります。
- 学校給食において、除去食や代替食の導入に向けた取り組みを行います。

*** 家庭・地域ができること ***

- 食品の安全性に関心を持ち、食品を購入するときは、食品成分や産地などの表示を確認してから買いましょう。

基本目標4 地域全体で食育を広げよう

近年、メディアの著しい発展を背景に、食に関する情報は氾濫しています。そのため、正しい食に関する知識を習得する必要があります。食育に関心を持ち、自ら積極的に食に関する情報収集を行うために、正しく、分かりやすい情報発信に取り組んでいきます。

また、より多くの村民が、主体的に食育を推進していくためも、その取り組みを支援する人材が必要となっています。そのため、食に関わる関係者の確保・育成、及び食育をより効果的に推進するためのネットワークの体制整備に努めます。

(1) 食育の普及・啓発

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 家庭での食育実施のため、情報提供（食べ物との関わり方、興味を持たせるための実践方法や、読み聞かせの利用）支援強化します。
- 4か月児とその家族を対象とした読み聞かせ事業において、食育を絡ませ合同実施します。
- 広報誌やホームページなどを利用して、食育推進計画や食育関連情報などを周知します。
- 食育のより一層の定着のため、関係団体と連携し、「食育月間（6月）」と「食育の日（毎月19日）」の周知を図り、食育推進運動を継続的に展開します。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 毎月、テーマを決めて「食育だより」及び「給食だより」を発行し、保護者に対して食に関する情報発信を行います。
- 保育所での保護者参観時の保護者試食会を通じて、食育の普及・啓発を図ります。
- 保育所において、食事の取り方や体の成り立ちについて食生活推改善推進員によるエプロンシアターを実施し、食育の普及・啓発を図ります。
- 年齢に応じた教材を利用して、楽しく食について学べるようにします。
- 全国学校給食週間などを利用して、児童生徒に対する給食への理解、地産地消などの情報を周知します。

*** 家庭・地域ができること ***

- 食育に関心を持ち、食育に関連したイベントに積極的に参加してみましょう。
- 地域で栄養講座や料理教室など、食事に関する学習機会を持ちましょう。

(2) 食育に関わる人材の育成・ネットワークの構築

*** 行政の具体的な取り組み ***

- 管理栄養士等指導者の確保に努め、食に関する指導体制の充実を図ります。
- 食育に関して、保育所、学校、長寿会等との連携を図っていきます。
- 行政職員に対して、食育に関する研修会や講習会への参加を促します。

*** 保育所・学校の具体的な取り組み ***

- 保育士、学校教職員に対して、食育に関する研修会や講習会を開催し、資質のさらなる向上に努めます。

*** 家庭・地域ができること ***

- 交流会や自主グループなどで、情報交換ができる場をつくりましょう。
- 食に関するボランティア活動に関心を持ちましょう。

ライフステージに合わせた食育の取り組み

食育は、生涯を通じて実践していく必要がありますが、各ライフステージに応じて、課題や目指す姿が異なっています。

本計画では、『山中湖村 第7次健康増進計画』で掲げたライフステージごとに、村民一人ひとりが食育を理解し、それぞれの課題を解決していく取り組みを紹介します。

(1) 子ども【0～18歳頃まで】の食育

身体と生活習慣の基礎を確立する重要な時期であるため、バランスのとれた食事を規則正しくとることが大切であり、家族と一緒に楽しい雰囲気の中で食事ができるよう心がけることも大切なことです。

また、家庭や学校、地域が協力して、栄養バランスや正しい食生活に関する知識を、入手できる環境をつくっていくことが必要です。

*** 村民ができること ***

- 欠食・偏食を避け、3食を決まった時間にとるようにしましょう。
- 3食を主食・主菜・副菜をそろえて、バランスよく食べましょう。
- よく噛んで、好き嫌いなく、いろいろな食べ物に親しみましょう。
- 1日1回以上は、家族の誰かと楽しく食事をしましょう。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」で規則正しい生活習慣と食生活を身につけましょう。
- 手を合わせて「いただきます」「ごちそうさま」を言う習慣を身につけましょう。
- 買い物、料理づくり、食事の手伝いなど、食への関心、感謝の気持ちを養いましょう。
- 地域の食材や旬の食材を食生活に取り入れるなど、様々な食品を食べる体験をしましょう。
- 栄養バランスについて学習機会に参加し、栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。

(2) 働きざかり【19～64歳頃まで】の食育

生活習慣病の若年化が懸念され、壮年期から中年期の死亡も増加の傾向であることから、壮年期死亡を予防する早世予防の視点で食生活の見直しを進め、家庭や地域、職場などでも栄養バランスなどについて学習できる機会を持つようになっていくことが必要です。

*** 村民ができること ***

- 家庭で調理した食事をとるよう心がけましょう。(お弁当を持つようにしましょう。)
- 食べ過ぎに注意するため、食事は1人分ずつ盛り付けるようにしましょう。
- 食事バランスガイド等を活用して、3食ともバランスのよい食事を取りましょう。
- 朝食をとる時間をつくりましょう。
- 家族団らんで楽しい食事をしましょう。
- 就寝前の間食は控えましょう。
- 適正体重を維持できるよう、自分にあつた量を食べましょう。
- 食品の表示を見る・知ることで、安全・安心な食生活をしましょう。
- 地産地消を心がけましょう。

(3) 高齢者【65歳以上】の食育

身体状況に応じた食事量で、いろいろな食材を少しずつとり、ゆっくり楽しく食事をするのが、この時期からの食生活に大切なことです。家庭や地域の協力のもと、楽しく食事する環境をつくり、医療機関、福祉サービス事業者、行政が連携しながらサポートを行い、一人でも多くの高齢者が、理想に近い、豊かな食生活を送れるようにしていく必要があります。

*** 村民ができること ***

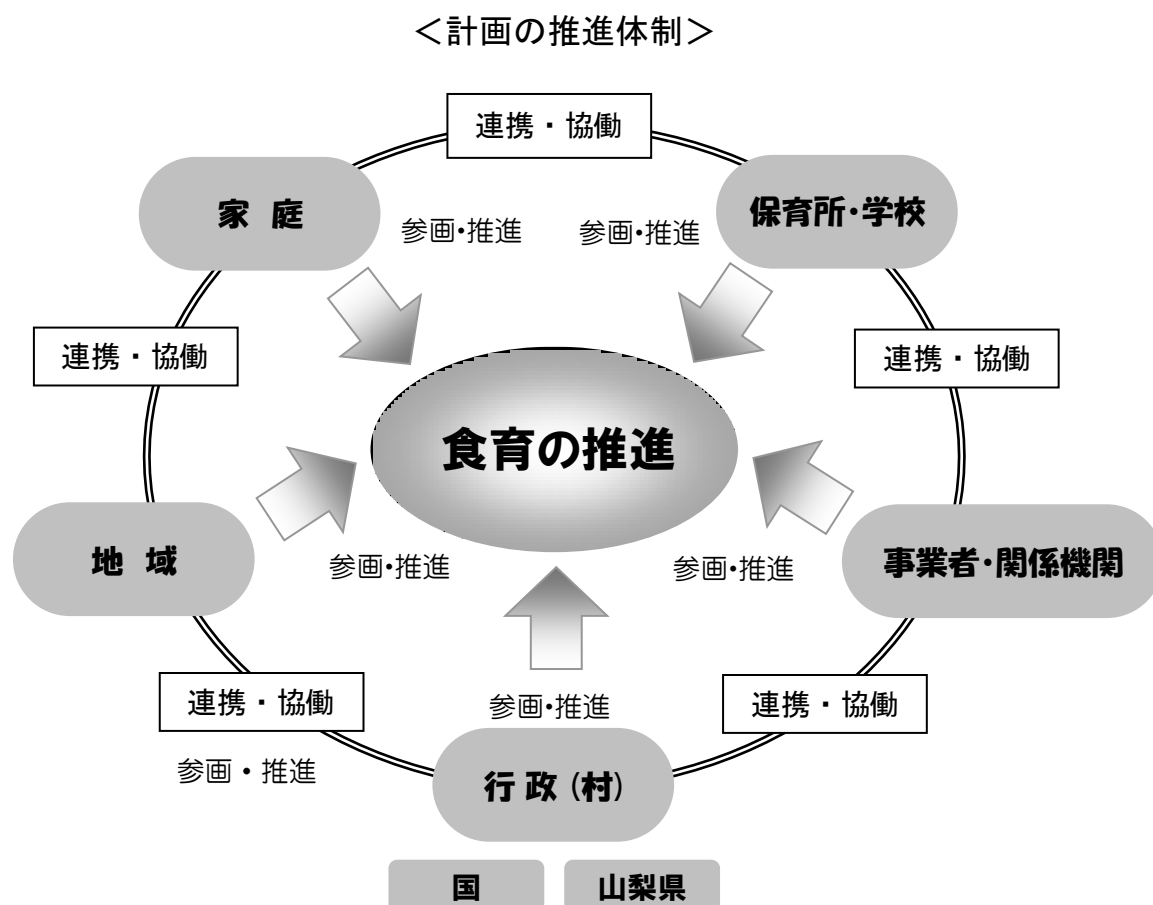
- 食べ過ぎに注意するため、食事は1人分ずつ盛り付けるようにしましょう。
- 3食バランスよく食べましょう。
- 濃い味を控えて薄味にし、バランスのよい食事を取りましょう。
- 適正体重を知り、自分にあった量を食べましょう。
- おいしく、楽しい食事をしましょう。
- 食品の表示を見る・知ることで、安全・安心な食生活をしましょう。
- 行事食や郷土料理を地域や家庭に伝承しましょう。
- 地産地消を心がけましょう。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、様々な分野における連携が必要不可欠です。

従来から食育に関する事業や取り組みは、保健、福祉、教育、産業関連機関や団体、さらにボランティア団体など、様々な主体によって、それぞれの立場で実践してきましたが、本計画のもと、さらに効果的・総合的に食育を推進していくため、それぞれの主体が相互に協力・連携して取り組んでいくものとします。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、いきいき健康課が中心となって、定期的に計画に基づく取り組みの実施状況を点検・評価し、その結果をもとに、庁内の関係各課や関係機関・団体等と連携して、取り組み内容の改善につなげることで、「PDCA（計画 — 実行 — 評価 — 改善）サイクル」の実効性を高めていきます。

山中湖村 食育推進計画

平成 28 年 3 月

発 行
企画・編集

山 中 湖 村
山中湖村 いきいき健康課

〒401-0595

山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

電 話 0555-62-9976

FAX 0555-62-9981

E-mail : kenkou@vill.yamanakako.lg.jp